

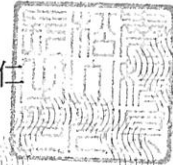
許可番号 08920006320

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2145番地1
氏名 松山容器株式会社
代表取締役 天野和久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野志克仁



許可の年月日

令和元年 6月 4日

許可の有効年月日

令和 6年 5月30日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

(事業の区分)

中間処分(焼却、破碎、圧縮、選別、圧縮梱包、分離)

(産業廃棄物の種類)

(焼却) 紙くず、廃油、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず 以上10種類

(破碎) 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。), 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。), がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。), 木くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。), 紙くず 以上6種類

(圧縮) 紙くず、金属くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず 以上5種類

(選別) 『金属くず、汚泥、燃え殻』(廃電池類に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上3種類

(圧縮梱包) 廃プラスチック類、紙くず 以上2種類

(分離) 廃プラスチック類、金属くず(ホイール付き廃タイヤに限る。) 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

(1) 焼却施設 (型式) ㈱タクマ製 PSS

(設置場所) 松山市南吉田町2145番地1

(設置年月日) 平成 9年 2月12日

(許可年月日) 平成10年 1月30日(届出)

(処理する廃棄物の種類) 紙くず、廃油、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず 以上10種類

(処理能力) 0.5 t/h(8時間)

(裏面に続く)

- (2) 破碎施設 (型式) ㈱ホーライ製 ZJA3-561 型
(設置場所) 松山市南吉田町 2 2 2 4 番地 1
(設置年月日) 平成 2 4 年 7 月 3 0 日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類 以上 1 種類
(処理能力) 0. 5 7 t/h (8 時間)
- (3) 廃止
- (4) 圧縮施設 (破碎施設) (型式) 手塚興産㈱製 No.30 型三方縮スクラッププレス
(設置場所) 松山市南吉田町 2 1 4 5 番地 1
(設置年月日) 平成 9 年 2 月 2 0 日
(許可年月日) 平成 1 3 年 5 月 2 3 日 (届出)
(許可番号) 8 9 0 8 0 0 6
(処理する廃物の種類) 圧縮処分: 紙くず、金属くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず
破碎処分: 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず
(処理能力) 6 t/h
- (5) 破碎施設 (廃蛍光管等破碎施設) (型式) ㈱ケー・イー・エス製 NCR-40F
(設置場所) 松山市南吉田町 2 1 4 4 番地 1
(設置年月日) 平成 2 7 年 8 月 5 日
(処理する廃物の種類) 『金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類』 (廃蛍光管。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(処理能力) 0. 5 t/h (4 t/日 (8 時間))
- (6) 圧縮施設 (型式) SMP-1000
(設置場所) 松山市南吉田町 2 2 2 4 番地 1
(設置年月日) 平成 1 5 年 9 月 1 日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、木くず
(処理能力) 1. 2 t/h
- (7) 選別施設 (型式) 自社製
(設置場所) 松山市南吉田町 2 1 4 4 番地 1
(設置年月日) 平成 1 5 年 1 1 月 3 日
(処理する廃物の種類) 『金属くず、汚泥、燃え殻』 (廃電池類に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(処理能力) 0. 1 t/h
- (8) 廃止
- (9) 圧縮梱包施設 (型式) 達栄工業㈱製 PBT-100-60
(設置場所) 松山市南吉田町 2 1 4 5 番地 1
(設置年月日) 平成 1 2 年 1 0 月 1 日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、紙くず
(処理能力) 5 t/h (4 0 t/日 (8 時間))
- (10) 廃止
- (11) 分離施設 (型式) 小野谷機工㈱製 PC-82
(設置場所) 松山市南吉田町 2 2 2 5 番地 1
(設置年月日) 平成 1 7 年 8 月 3 0 日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、金属くず (ホイール付き廃タイヤに限る。)
(処理能力) 1 5 本/h
- (12) 破碎施設 (型式) ㈱ササキコーポレーション製 FA-500-2C6
(設置場所) 松山市南吉田町 2 1 4 4 番地 1
(設置年月日) 平成 1 7 年 8 月 3 0 日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、紙くず 以上 2 種類
(処理能力) 廃プラスチック類: 3 8 1 kg/h、紙くず: 2 8 5 kg/h

(3 面に続く)

- (13) 破碎施設 (型式) エステック(株)製 CFR 型
 (設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
 (設置年月日) 平成31年 2月11日
 (処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(廃蛍光管。水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上3種類
 (処理能力) 0.5 t/h (4 t/日 (8時間))
- (14) 破碎施設 (型式) エステック(株)製 CM 型
 (設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
 (設置年月日) 平成31年 2月11日
 (処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(廃水銀灯。水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上3種類
 (処理能力) 0.15 t/h (1.2 t/日 (8時間))

3. 許可の条件
 該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和52年 7月 8日
- 更新許可 (期限付許可に切替) 昭和63年 5月31日
- 変更許可 平成 6年 1月27日
- 更新許可 平成 6年 5月31日
- 住所変更 (旧: 松山市市坪西町1007番地1) 平成 9年 2月 7日
- 変更届出 (汚泥、動植物性残渣の脱水処分及び乾燥処分の廃止) 平成11年 5月31日
- 変更許可 平成11年 5月31日
 (繊維くずの焼却処分、木くずの破碎処分、廃プラスチック類の圧縮処分の追加)
- 更新許可 平成11年 5月31日
- 変更届出 平成12年 7月21日
 (廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の圧縮施設、廃プラスチック類の熔融施設の設置場所変更 (旧: 松山市南吉田町2145番地1))
- 変更届出 平成12年 8月10日
 (廃プラスチック類の熔融施設の変更 (旧: 処理能力 0.05t/h))
- 変更許可 平成12年 8月16日
 (汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くずの焼却処分の追加 (「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類 (廃蛍光管) の破碎処分の追加)
- 代表者変更 (旧: 今城増美) 平成15年 4月10日
- 変更許可 (繊維くず、木くずの圧縮処分の追加) 平成15年 6月12日
- 変更届出 ((6)の圧縮施設の追加) 平成15年 9月 3日
- 変更許可 平成15年11月13日
 (金属くず、汚泥、燃え殻 (廃電池類に限る。) の選別処分の追加)
- 廃止届出 平成16年 2月18日
 (廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、木くずの圧縮施設の廃止)
 (旧: 松山市南吉田町2144番地1、処理能力 0.4t/h)
- 更新許可 平成16年 5月31日
- 変更届出 平成17年 1月24日
 ((2) 廃プラスチック類の破碎施設の設置場所変更 (旧: 松山市南吉田町2144番地1))
- 変更届出 平成17年 5月25日
 ((8) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の破碎施設の追加)

(4面に続く)

- 変更許可 (廃プラスチック類の圧縮梱包処分の追加)
(「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類(廃ブラウン管に限る。)の切断処分の追加)
(廃プラスチック類、金属くず(ホイール付き廃タイヤに限る。)の分離処分の追加) 平成17年 6月13日
- 変更届出 ((12)の破碎施設の追加) 平成17年 9月 8日
- 変更許可 (紙くずの圧縮梱包処分及び破碎処分の追加) 平成17年11月21日
- 代表者変更 (旧:中野通房) 平成18年 5月 2日
- 変更届出 平成18年 5月11日
(6)の圧縮施設の設置場所変更 (旧:松山市南吉田町2441番地1))
- 変更届出 ((石綿含有産業廃棄物を除く。)の追加) 平成18年10月16日
- 変更届出 平成21年 5月 1日
(2)の破碎施設の設置場所変更 (旧:松山市南吉田町2441番地1))
- 更新許可 平成21年 6月26日
- 変更届出 平成24年 7月30日
(2)の破碎施設の入替え (旧能力:0.08t/h))
- 変更届出 平成25年12月 4日
(5)の破碎施設の入替え (旧能力:0.12t/h))
(7)選別施設の移設 (旧設置場所:松山市南吉田町2441番地1))
(10)切断施設の廃止)
- 更新許可 平成26年 5月29日
- 変更届出 平成27年 8月 6日
(5)の破碎施設の入替え (旧能力:0.5t/h))
- 変更届出 平成31年 2月19日
(3)溶融固化施設の廃止、(8)破碎施設の廃止、(13)破碎施設の追加、(14)破碎施設の追加)
- 更新許可 令和 元年 6月 4日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~